

日本学生支援機構 給付奨学金【学部】 家計急変による採用の要件緩和

■概要：

日本学生支援機構では、予測できない事由によって家計が急変したことにより学資支弁が困難となった方を対象に、入学料/授業料免除と給付奨学金を併せて支援する制度を実施しています（入学料免除は1年次入学者・編入学者のみ対象）。この度申請受付期間に関する要件が緩和されたため下記の通りお知らせいたします。

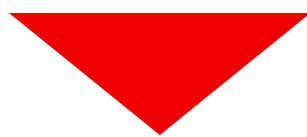
■申請受付期間（緩和前）：

入学後に家計急変した場合：家計急変事由発生から3ヶ月以内

入学前年1月～入学までに家計急変した場合：入学から3ヶ月以内

※やむを得ない事情により、3ヶ月以上経過しての申請となった場合にはご相談ください。

「制度を知らなかった」という理由での3ヶ月超過申請を受け付けることはできません。



■申請受付期間（緩和後）：

入学後に家計急変した場合：事由発生後速やかに

入学前に家計急変した場合：入学後速やかに

※入学後に家計急変した場合の支給開始日は、申請日の属する月となります。

入学前に家計急変した場合の支給開始日は、入学後3か月以内の申請であれば入学した月となり、入学後3か月経過後の申請であれば申請日の属する月となります。

※家計急変後の収入状況が住民税情報に反映している場合は、定期採用への申請を検討してください。

以前経済支援係窓口にてご相談いただいた方のうち、家計急変事由発生から3ヶ月を超過してしまったという理由で申請が叶わなかった方につきましても、再度ご相談を受け付けます。

その他制度詳細につきましては学生支援課ウェブサイト「[家計急変による採用](#)」をご確認ください。

